

下記の問・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題の番号を必ず記入すること)。

問 つぎの文を読んで、(1)と(2)の両方に答えなさい。

A 警察署の警察官3名は、S 殺害の容疑で X に任意同行を求め取調べをしたところ、X は殺害について自白した。そこで、警察官は、X の供述の裏付けをとる間、X の同意を得て2日間にわたって A 警察署の手配したホテルに X を警察官3名とともに宿泊させ、その動静を終始監視したうえ本格的な取調べをした。その結果、X と Y が共謀のうえ S を殺害したとの詳細な事実が判明し、X のその旨の自白調書も作成されたので、警察官は X を通常逮捕した。本件の送致を受けた検察官は、X に対する勾留請求をするとともに、X の前記自白調書と同一内容の供述調書を作成したうえで、これを資料として Y を逮捕・勾留したが、Y は一貫して殺害の事実を全面否認し続けた。しかし、検察官は、X と Y を S 殺害の共同正犯として起訴した。X は公判廷においても Y との共謀による S 殺害を認めたが、Y は関与を否定した。

- (1) X に対する捜査方法の問題点を挙げ、その適否を論じなさい。
- (2) Y に対して、X の自白(公判廷の供述を含む)を証拠として有罪を認定することができるかを論じなさい。

<主要論点・採点ポイント>

(1) 宿泊を伴う取調べは適法か(設問(1))

任意捜査の限界

取調べの適法性について

最決昭和 59・2・29 刑集 38 卷 3 号 479 頁 百選 7

宿泊を伴う取調べの事案

最決平成 1・7・4 刑集 43 卷 7 号 581 頁 百選 8

長時間の取調べの事案

(2) X の自白を証拠として Y の有罪認定が可能か(設問(2))

X の自白の証拠能力

共犯者の自白(X の供述)の証明力

共犯者(X)の自白だけで、Y を有罪とすることができるか

共犯者の巻き込みの危険

X の自白に補強証拠は必要か

判例 補強証拠は不要

(3) 本問へのあてはめ

問 つぎの文を読んで、(1)と(2)の両方に答えなさい。

X に対して窃盗の被疑事実で逮捕状が発付されていたが、P を含む 3 名の警察官は、X 宅に赴き X に任意同行を求め説得した。しかし、X はそれに応じず逃走したため、警察官らは 300 メートルほど追跡して、抵抗する X を窃盗の被疑事実で逮捕し、A 警察署に連行した後、逮捕状を呈示した。A 警察署において、警察官 P は、逮捕の現場で逮捕状を呈示した旨を本件逮捕状に記入し、さらに、これと同旨の記載のある捜査報告書を作成した。P は、X に対し、腕にいくつもの注射痕があったことから覚せい剤使用の嫌疑を抱き、尿の任意提出を求めたところ、X は任意の採尿に応じ、鑑定の結果、覚せい剤成分が検出された。覚せい剤取締法違反被疑事件につき X 方を捜索場所とする捜索差押許可状が発付され、すでに窃盗被疑事件につき発付されていた捜索差押許可状とあわせて執行された結果、X 宅からビニール袋に入った覚せい剤が発見されて差し押さえられた。

(1) このような捜査手続の問題点を挙げ、その適否を論じなさい。

(2) 尿の鑑定書および覚せい剤の証拠能力について論じなさい。

< 主要論点・採点ポイント >

(1) 捜査手続は違法か (設問 (1))

- ・ 先行手続の違法はその後の証拠収集の違法に影響するか

最判平成 15・2・14 刑集 57 卷 2 号 121 頁 百選 67

最判昭和 61・4・25 刑集 40 卷 3 号 215 頁 百選 66

- ・ 一連の手続が (覚せい剤事犯の捜査という) 「同一目的」に向けられたものか

- ・ 先行する手続を「直接利用」したものか

(2) 違法収集証拠の証拠能力 (設問 (2))

- ・ 排除の根拠と基準

最判昭和 53・9・7 刑集 32 卷 6 号 1672 頁 百選 65

最判平成 15・2・14 刑集 57 卷 2 号 121 頁 百選 67

- ・ 違法収集証拠に基づく派生証拠の証拠能力

毒樹の果実の理論

最判平成 15・2・14 刑集 57 卷 2 号 121 頁 百選 67

(3) 本問へのあてはめ

下記の問・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題の番号を必ず記入すること)。

問 つぎの文を読んで、(1)と(2)の両方に答えなさい。

神戸市内の繁華街にあるA通りで、ひったくり事件が発生した。かねてよりA通りで犯罪が多発していることから、甲警察署は防犯カメラを設置していた。防犯カメラにはひったくりの犯行状況が写っており、警察官Pは、そのビデオならびに被害者と目撃者の供述などから被疑者Xを特定した。Xは、取調べにおいて、Pから犯行状況が防犯カメラに写っていたことを告げられて自白した。

(1) 警察によるこのような防犯カメラの設置および犯行状況の撮影・録画は適法か。

(2) Xの自白の証拠能力について論ぜよ。また、実際には防犯カメラに犯行状況は写っていなかったにもかかわらず、Pから、犯行状況が撮影されており、犯人がXであると間違いなく特定できるほど容貌が鮮明に写っている、と虚偽の事実を告げられて自白した場合、この自白の証拠能力はどのようなになるか。

<主要論点・採点ポイント>

(1) 警察による防犯カメラの設置、撮影・録画は適法か(設問(1))

・写真撮影の法的性質

憲法13条の肖像権・プライバシーの侵害 強制処分

任意処分として許される場合があるか

公道における写真撮影の判例

最大判昭和44・12・24刑集23巻12号1625頁

現行犯性、証拠保全の必要性和緊急性、撮影方法の相当性を条件として、任意処分として許容される

・犯罪の予防と「捜査」との関係

犯罪発生を予想したビデオ撮影は可能か

上記最大判の現行犯性の要件を緩和すべきか

下級審裁判例 現行犯性に代えて、犯行の高度の蓋然性

(2) 自白の証拠能力(設問(2))

自白排除法則(憲法38条2項、刑訴法319条1項)

自白排除法則の根拠と排除基準との関係

科学的証拠の結果を告げて自白させることは許されるか

最決昭和39・6・1刑集18巻5号177頁

ポリグラフ検査の結果を告げて真実を述べるよう追求する尋問について自白の証拠能力を肯定

偽計による自白

最判昭和 45・11・25 刑集 24 卷 12 号 1670 頁

切り違え尋問について自白の証拠能力を否定

東京地判昭和 62・12・16 判時 1275 号 35 頁、判夕 667 号 269 頁

分泌物が一致したという虚偽を告げた取調べについて自白の証拠能力を否定

(3) 本問へのあてはめ

問 つぎの文を読んで、(1)と(2)の両方に答えなさい。

検察官 P は、X と Y を横領罪の共犯として公訴提起したが、X は自白しているものの Y が否認していること、事実関係もやや複雑であることから、X からさらに詳細な事情を聴取し真相を究明する必要があると判断し、第一回公判期日までの間に引き続き X を取り調べることにした。

(1) X の取調べにあたって、X の弁護人 A から取調べに応じさせるためには A の立会いを要求するという申し入れがなされた。P はどのように対応すべきか。

(2) P が A の申し入れを拒否したうえで、X の取調べを行い作成した X の供述録取書を Y に対する関係で証拠とすることは許されるか。

< 主要論点・採点ポイント >

(1) 被告人の取調べは許されるか (設問 (1))

被疑者の取調べについては刑訴法 198 条に規定あるが、被告人については規定なし

・積極説

刑訴法 197 条による任意捜査として可能

・消極説

刑訴法 198 条は「被疑者」に限られている

当事者主義、公判中心主義に反する

・折衷説

被告人からの申し出、第一回公判期日前、弁護人の立会いなどの条件を付して認める

・判例

・最決昭和 36・11・21 刑集 15 卷 10 号 1764 頁 百選 A9

・最決昭和 57・3・2 裁判集刑事 225・689

被告人の当事者たる地位に鑑みなるべく避けるべきだが、刑訴法 197 条による取調べは可能

(2) 共犯者の公判廷外供述の証拠能力 (設問 (2))

・設問 (1) における被告人の取調べの許容性との関係

共犯者との関係で被告人を取り調べることは許されるか

・共犯者の検察官面前調書の証拠能力

刑訴法 321 条 1 項説 通説・判例

刑訴法 322 条説

刑訴法 321 条 1 項と 322 条の競合説

刑訴法 323 条 3 号説

(3) 本問へのあてはめ